

# 業 務 委 託 契 約 書

地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間において、「市立東大阪医療センター 本館2階精神科外来改修業務」に関し、下記の条項によって委託契約を締結する。

## （総則）

第1条 甲は、本館2階精神科外来改修業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託して信義に従って誠実に履行する。

## （業務内容）

第2条 契約の対象となる業務の内容は、本館2階精神科外来改修業務とする。詳細については、別紙仕様書のとおりとする。

## （契約期間）

第3条 本契約の期間は、契約締結日から令和6年12月31日までとする。

## （委託料及び支払い）

第4条 本契約に基づき甲が乙に支払う委託料は、契約金額\_\_\_\_\_円（消費税等含む）とする。

2 この委託料は、乙からの適正な請求が行われた後、30日以内に支払うものとする。

## （契約保証金）

第5条 本業務にかかる契約保証金は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程第32条第2号により免除とする。

## （業務の変更）

第6条 センターの運営方針の変更、法令変更、経済状況の変化等により、契約業務の内容に変更を生ずる時は、甲乙協議して定めるものとする。

## （法令上の責任）

第7条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

#### (規律維持)

第8条 乙は、業務に従事する自己の従業員に対する管理上の責任を負い、服務規律を維持して秩序ある業務の履行を行うものとする。

2 乙は、乙の定める制服を着用させ、社名を明記した名札を付けさせ、乙の従業員であることを明確にするものとする。

#### (秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、業務の実施にあたって知り得た事項を本契約期間中はもちろん、本契約終了後も漏らしてはならない。

2 甲の提供する資料(以下「提供資料」という。)及び乙の作成した資料(以下「作成資料」という。)を業務の目的以外に使用してはならない。

3 提供資料及び作成資料を、甲及び乙の許可なく複写、転写又は複製してはならない。

4 提供資料は、業務完了後速やかに、定められた場所に返還しなければならない。

#### (受託責任者)

第10条 乙は業務を遂行するために、乙の従業員の中から乙を代理して乙の従業員を直接指揮命令する受託責任者を1名選任し、甲に書面でもって通知するものとする。

2 甲は業務の遂行上、受託責任者が適切でないとは判断したときは、当該受託責任者の変更を要求できるものとする。

#### (業務遂行の計画及び報告)

第11条 乙は業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を遂行するものとする。ただし、甲において実施計画に異議があるときは甲乙協議する。

2 乙は、日誌、報告書の書面をもって業務の履行状況を速やかに甲に報告するものとする。

3 以上の他、甲は何事においても乙に対し業務の履行状況について報告を求めることができる。

#### (契約業務の履行)

第12条 本契約の履行に当たり、乙は、関係諸法令及び諸規則を遵守し、誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって履行しなければならない。

#### (業務の履行責任)

第13条 乙が行う本業務履行に瑕疵があり、又は、善良なる管理者の注意義務を欠いたために不完全な履行がなされた場合は、乙は、直ちに完全な履行となるよう追完しなければならない。ただし、甲の設備に乙が予見できない瑕疵及び欠陥があったとき、又は、乙の責に基づかないときは、この限りではない。

(権利義務譲渡の禁止)

第14条 この契約によって生ずる権利又は義務を甲の許可なく第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(損害賠償の責任)

第15条 本業務遂行中、乙は、乙の責及び乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲若しくは第三者に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、天災地変その他、その責に帰することができない理由により、契約内容の履行ができないときは、甲に対し速やかにその理由を届け出て承認を受けなければならない。

(契約解除)

第16条 乙が次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店もしくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙が、契約事項に違反したとき。

(7) 乙が本契約に定める内容を履行しない場合、もしくは履行する見込みがないと認められるとき。

(8) 契約の履行に際し、乙が甲の指示に従わないとき。

(9) 契約の履行に関し、乙又は乙の従業員に不正又は不当な行為があったとき。

2 甲が前項により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙にその賠償を請求することができる。

(中途解除計算方法)

第17条 この契約が業務の中途において解除された場合の委託代金は、出来高により支払うものとする。

(再委託の禁止)

第18条 乙は委託業務の処理の全部又は一部の処理を、甲の許可なしに第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(合意管轄裁判所)

第19条 甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他の事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、関係法令及び地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程によるほか、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

(甲) 東大阪市西岩田三丁目4番5号  
地方独立行政法人市立東大阪医療センター  
理事長 谷口和博

(乙)